

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

令和4年12月6日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

令和4年12月2日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対応方針が変更されたことを踏まえ、12月6日から次のとおり取り組むものとする。

なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1 市民及び事業者への呼びかけ

国及び県が、新たな行動制限は行わず、感染の拡大をできるだけ抑え、医療で受け止めながら、社会経済活動を維持することを基本方針としていることを踏まえ、市民及び事業者に対し、特に次の事項を呼びかける。

- (1) 普段の生活や事業所における基本的な感染防止対策について引き続き徹底するとともに、高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方を守る行動をとること。
- (2) 症状がなくても感染の不安があれば、速やかに検査を受けることとするが、高齢者や基礎疾患のある方等を除いては、医療機関に検査を求めることを控え、県のPCRセンターや市販の抗原定性検査キットにより医療機関以外で検査を行い、陽性であれば自宅等で療養するとともに療養期間を守り、外出を自粛すること。
- (3) 飲食については、県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」店の利用を推奨すること。
- (4) エアロゾル感染に対応した適切、定期的な屋内の換気を行うとともに、こまめに手洗いをを行うこと。
- (5) 帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、県のPCRセンターや市販の抗原定性検査キットにより医療機関以外で事前の検査を行うこと。
- (6) 日頃から健康の保持、増進に気を付け、発熱等の症状がある場合は、軽症であっても出勤や登校、登園を含め、外出、移動を控え、状況に応じてかかりつけ医で対応すること。
- (7) 事業者は、職場、店舗等における業種別ガイドラインを実践し、感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状のある従業員の出勤を控えることを徹底すること。また、医療機関のひっ迫を防ぐため、検査の実施はあくまでも医師の判断となることを理解し、医療機関に陰性証明を求めないこと。
- (8) 高齢者施設等では、市販の抗原定性検査キット等による従業員の頻回検査などにより、感染を持ち込まない取組を行うとともに、クラスター発生に備え、平時から準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の

実施等)を行うこと。

- (9) 季節性インフルとの同時流行等に備え、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等の備蓄を行うこと。

2 市の施設における感染防止対策と市主催イベントの取扱い

「広島県におけるイベントの開催条件について」や県対処方針を遵守し、感染防止対策を徹底する。(市が管理する施設については、屋外・屋内を問わず、業種別のガイドラインを遵守し、施設毎に感染防止対策を徹底した上で運営する。)

3 ワクチン接種の推進

重症化を予防し、医療のひっ迫を防ぐ有効な手段であるワクチン接種について、若年層を含めた更なる接種率の向上に向けて、引き続き、ワクチン接種の効果等についてわかりやすい周知を図り、ワクチン接種を迅速かつ着実に進める。